

# 第十一号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十一の八の項から八十一の十の項までの規定中「又は第十五条」を削り、同表の八十三の二の項及び八十三の三の項中「附則第二条から第四条まで」を「附則第三条」に改め、同表中九十二の項から百六十の項までを削り、九十一の四の項を九十四の項とし、九十一の三の項を九十三の項とし、九十一の二の項を九十二の項とし、同表の備考第三号及び第四号を削る。

別表第二を次のように改める。

### 別表第二（第四条関係）

事 務	納 付 を 受 け る 者
別表第一の九十一の項の事務	児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

薬事法の一部改正による経過措置の一部が終了したことに伴い、当該経過措置に基づく事務に係る手数料を廃止するとともに、組織の再編に伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。